

認証業務に係る手続で成立した和解の執行力（論点メモ）

1．執行力の付与の是非について

- (1) 調停による和解（合意）の履行のあり方
- (2) 執行力の付与の必要性
- (3) 認証業務において成立した和解と他の和解とを区分する合理性
- (4) 弊害発生の懸念への対応

ア 認証要件以外の付加的な条件設定

- 認証事業者・手続実施者に関する条件（例：手続実施者が弁護士であること）
- 和解文書の作成手続に関する条件（例：和解の内容について、当事者に読み聞かせるなどして確認を得ること）
- 債務者の意思確認に関する条件（例：債務者による執行受諾文言が付されていること）
- その他

イ 請求権の範囲等の限定

- 対象となる請求権の範囲を限定（例：金銭の一定の額の支払等を目的とする請求権）
- 対象となる当事者の範囲を限定（例：消費者・事業者間等の和解を除外）

ウ 公的な確認手続（ 2 ）

（注）債務名義成立後も請求異議の訴えなどの債務者の救済制度については、現行の執行制度と同様に適用される。

2．執行力を付与する場合の公的な確認手続

- (1) 裁判所の執行決定を得る方法（仲裁判断の場合に準ずる方法）
 - 裁判所が、執行決定を求める申立てを受けて、執行拒絶事由の有無について審理判断し、和解文書記載の和解に基づく強制執行を許す旨の決定（執行決定）
- (2) 公証人の執行承認を得る方法（執行証書の場合に準ずる方法）
 - 公証人が、囑託に基づき、和解文書の内容の法的正当性・執行可能性を審査し、執行に適する内容の和解であることの承認（執行承認）